

平成21年3月27日公布の鳥取県公安委員会規則第3号(鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則) 中の箇所に誤りがあったので訂正する。

頁 6

行 3及び4

誤 鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接する地点

正 鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接する地点

頁 6

行 3及び4

誤 鳥取市東町一丁目地内鳥取県庁交差点

正 鳥取市東町一丁目地内鳥取県庁交差点

頁 6

行 19及び20

誤 智頭インターチェンジまで八頭郡智頭町

正 智頭インターチェンジまで